### IV. その他

- 1. 適合審査料金について
- 1) 基本料金 申請新規及び変更申請

## <戸建住宅>

当該項目に限り、人の居住の用以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅を含む

(税込)

評価方法基準 ※4,※5 5-1 断熱等性能等級 等級5以上 かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級6以上 5-1 断熱等性能等級 等級4以上 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4以上		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	A	48,950 円	48,950 円	要相談
現場審査を他検査と同時 ※1	В	39,600 円	39,600 円	_
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	С	32,340 円	32,340 円	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場審査を実施済 ※3	D	_	_	要相談

(税込)

評価方法基準 ※4 1-1 耐震等級 等級 2 以上 1-3 その他 免震建築物		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	E	66,000 円	66,000 円	要相談
現場審査を他検査と同時 ※1	F	52,800 円	52,800 円	_
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	G	32,340 円	32,340 円	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場審査を実施済 ※3	Н	_	_	要相談

(税込)

評価方法基準 ※4 9-1 高齢者等配慮対策(専用部分) 等級 3 以上 ※5		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	I	48,950 円	48,950 円	要相談
現場審査を他検査と同時 ※1	J	39,600 円	39,600 円	_
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	К	32,340 円	32,340 円	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場審査を実施済 ※3	L	_	_	要相談

※1:ハウスプラスすまい保険等の同時に現場審査を行うことが可能である申込みあり

※2:申込みの評価基準が適用されている設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、(独)住宅金融支援機構の融資関係(フラット35S)等(ハウスプラス住宅保証に申請等又はハウスプラス住宅保証が交付等したものに限る)の申込み有り取得済の場合

なお、既存住宅の取得の場合は、5年以内に限り活用が可能です 起点となる日は、以下の通りとなります

- ・設計住宅性能評価…性能評価書の交付日
- ・長期優良住宅にかかる技術的審査…適合証の交付日の属ずる事業年度末日

- ・長期使用構造等である旨の確認書...確認書の交付日の属する事業年度末日
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査…適合証の交付日の属ずる事業年度末日
- ・フラット 35 S のための適合証明…竣工現場検査合格の日
- ※3:申込みの評価方法基準が適用されている建設住宅性能評価書(ハウスプラス住宅保証が交付したものに限る)がある場合

現場審査を実施し、取得時の評価内容から変更がない場合並びにお申込みの評価方法基準の評価基準 (既存住宅)に適合する場合に限り評価書活用が可能となります

- ※4:既存住宅の取得の場合は、評価方法基準における評価基準(既存住宅)の基準によります
- %5:審査については、1-1 耐震等級を除き、住宅性能証明書の表記において最低限必要な等級を満たすことを審査するサービスとなります。(最低限必要な等級とは、5-1 断熱等性能等級 等級5以上かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級5以上、5-1 断熱等性能等級 等級4以上、
  - 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級 4 以上 または、9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)等級 3 以上を指します。)

## <共同住宅等>

▼ 一戸申請(共同住宅等における一戸のみの申請)

(税込)

評価方法基準 ※4,※5 5-1 断熱等性能等級 等級 5 以上 かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級 6 以上 5-1 断熱等性能等級 等級 4 以上 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級 4 以上		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	а	48,950 円	48,950 円	要相談
現場審査を他検査と同時 ※1	b	39,600 円	39,600 円	_
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	С	32,340 円	32,340 円	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場審査を実施済 ※3	d	_	_	要相談

(税込)

評価方法基準 ※4 1-1 耐震等級 等級 2・3 1-3 その他 免震建築物		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	е	別途見積り	別途見積り	要相談
現場審査を他検査と同時 ※1	f	別途見積り	別途見積り	-
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	g	別途見積り	別途見積り	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場審査を実施済 ※3	h	_	_	別途見積り

評価方法基準 ※4 9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)等級 3 以上 ※5		住宅の新築	新築住宅の取得	既存住宅の取得
単独申請	i	48,950 円	48,950 円	要相談
現場審査を他検査と同時 ※1	j	39,600 円	39,600 円	_
ハウスプラスによる他サービスにより 設計審査実施 ※2	К	32,340 円	32,340 円	要相談
ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に 設計審査かつ現場審査を実施済 ※3	I	_	_	要相談

※1:ハウスプラスすまい保険等の同時に現場審査を行うことが可能である申込みあり

※2:申込みの評価基準が適用されている設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等 計画に係る技術的審査、(独)住宅金融支援機構の融資関係(フラット35S)等(ハウスプラス住宅 保証に申請等又はハウスプラス住宅

保証が交付等したものに限る)の申込有りまたは取得済の場合

なお、既存住宅の取得の場合は、5年以内に限り活用が可能です

起点となる日は、以下の通りとなります

- ・設計住宅性能評価...性能評価書の交付日
- ・長期優良住宅にかかる技術的審査…適合証の交付日の属ずる事業年度末日
- ・長期使用構造等である旨の確認書...確認書の交付日の属する事業年度末日
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査…適合証の交付日の属ずる事業年度末日
- ・フラット 35 S のための適合証明…竣工現場検査合格の日
- ※3:申込みの評価方法基準が適用されている建設住宅性能評価書(ハウスプラス住宅保証が交付した ものに限る)がある場合

現場審査を実施し、取得時の評価内容から変更がない場合並びにお申込みの評価方法基準の評価基準 (既存住宅)に適合する場合に限り評価書活用が可能となります

- ※4:既存住宅の取得の場合は、評価方法基準における評価基準(既存住宅)の基準によります
- ※5:審査については、1-1 耐震等級を除き、住宅性能証明書の表記において最低限必要な等級を満たすことを審査するサービスとなります。(最低限必要な等級とは、5-1 断熱等性能等級 等級 5 以上かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級 6 以上、5-1 断熱等性能等級 等級 4 以上、5-2 一次エネルギー消費量等級 等級 4 以上 または、9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)等級 3 以上を指します。)
- ▼ 一括申請(共同住宅等における全住戸から複数戸の一括申請) 評価方法基準の基準や申請区分によらず、別途見積りとします。 ただし、一戸申請に準備中と記載されているサービスについては、同様に準備中となります。

#### 2) 適合審査料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間開発戸数の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行うとき。
- ・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に審査業務依頼を行ったとき。

#### 3) 適合審査料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- ・約款第6条第2項に基づき申請者が別件として申請した場合を除き、住宅性能証明書が交付される前に当初の申請内容から対象建築物の計画に変更があったとき。
- 1) 基本料金に定める適合審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないとハウスプラスが判断したとき。

### 4) その他料金

- ① ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。
  - 事前相談
  - ・その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

② 取下げ手数料 (税込)

	受取りのみ	受付済	設計審査質疑提出後
取下げ手数料	なし (全額ご返金)	一律 5,500 円	審査料金全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責に帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

# ③ 住宅性能証明書の再発行料金

(税込)

再発行料金 5,500 円/枚	再発行料金	5,500 円/枚
-----------------	-------	-----------

#### ④ 現場審査における再現場審査手数料

(税込)

戸建住宅	16,500 円
共同住宅等 一戸申請	16,500 円 (評価方法基準 1-1、1-3 は別途見積りと致します)
共同住宅等 一括申請	別途見積り

# ⑤ 設計再審査料

設計審査完了後の変更によって再審査を要する場合、別途請求できるものとします。

# • 戸建住宅

評価方法基準	料金(税込)
5-1 断熱等性能等級等級5以上 かつ5-2 一次エネルギー消費量等級等級6以上5-1 断熱等性能等級等級4以上5-2 一次エネルギー消費量等級等級4以上9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)等級3以上	17,600 円
1-1 耐震等級 等級 2 以上 1-3 その他 免震建築物	24,200 円

# •共同住宅等 一戸申請

評価方法基準	料金(税込)
5-1 断熱等性能等級等級5以上 かつ5-2 一次エネルギー消費量等級等級6以上5-1 断熱等性能等級等級4以上5-2 一次エネルギー消費量等級等級4以上9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)等級3以上	17,600円
1-1 耐震等級 等級 2 以上 1-3 その他 免震建築物	別途見積り

・共同住宅等 一括申請 : 別途見積等によりご請求させていただきます。